

第17号議案

蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例の制定について

蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例

別紙のとおり

提案理由

薬剤師の継続的かつ安定的な確保を図るため提案する。



## 蒲郡市民病院薬剤師奨学金返済支援金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、蒲郡市民病院（以下「病院」という。）に勤務する薬剤師であつて、奨学金の返済義務を負うものに対し、その返済に要する費用を支援するための資金（以下「返済支援金」という。）を貸与することにより、薬剤師の継続的かつ安定的な確保を図ることを目的とする。

(貸与の対象となる奨学金)

第2条 返済支援金の貸与の対象となる奨学金（以下「対象奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当する奨学金とする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める奨学金

(貸与の対象者)

第3条 返済支援金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 病院に常時勤務する薬剤師である者
- (2) 対象奨学金の返済義務を負う者
- (3) 対象奨学金の返済を延滞していない者

(貸与契約)

第4条 市長は、前条に規定する貸与の対象者の申請により、その者に無利息で返済支援金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶことができる。

(貸与の額、期間及び方法)

第5条 1月当たりの返済支援金の貸与の額は、対象奨学金の1月当たりの返済額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、5万円を上限とする。

2 返済支援金の貸与の対象となる期間（以下「貸与対象期間」という。）は、貸与契約に定められた月から、次の各号に掲げる月のいずれか早い月までとする。

- (1) 対象奨学金の返済が終了する日の属する月
- (2) 貸与契約に定められた月から起算して7年を経過する月

3 返済支援金は、毎月貸与するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、あらかじめ3月分以内を合わせて貸与することができる。

(保証人)

第6条 返済支援金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより保証人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第7条 市長は、貸与契約の相手方（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 休職、停職又は免職の処分を受けたとき。
- (2) 自己の都合により、長期にわたり病院に薬剤師として勤務することができなくなったとき。
- (3) 退職したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 虚偽その他不正の手段により、返済支援金の貸与を受けたとき。
- (6) 対象奨学金の返済を正当な理由なく延滞したとき。
- (7) 返済支援金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (8) その他返済支援金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第8条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当したときは、返済支援金の返還債務の全部を免除するものとする。

- (1) 継続して病院に薬剤師として勤務した期間が、貸与対象期間に相当する期間に達したとき。
- (2) 前号に該当する前に公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職し、若しくは免職されたとき。

2 前項第1号の規定の適用に関し、災害、疾病その他やむを得ない事由により、被貸与者が病院に薬剤師として勤務することができなかった期間がある場合には、当該期間は、病院に薬剤師として勤務した期間の継続性を中断しないものとする。

(返還債務の裁量免除)

第9条 前条に該当したときを除くほか、市長は、被貸与者が死亡その他やむを得ない事由により返済支援金の返還債務を履行することが著しく困難であると認めるときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第10条 被貸与者は、第7条の規定により貸与契約を解除されたときは、当該解

除の日（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間が満了した日）から1月以内に貸与を受けた返済支援金の全額（前条の規定により返還債務の一部を免除されたときは、当該免除された額を除く。）を返還しなければならない。

（返還の猶予）

第11条 市長は、前条の規定により返済支援金の返還債務を履行すべき者（以下「返還債務者」という。）が災害、疾病その他やむを得ない事由により、同条の規定により返還すべき日（以下「返還期日」という。）までに返済支援金の返還債務を履行することが困難であると認めるときは、当該事由が継続する期間において、その返還債務の履行を猶予することができる。

（延滞利息）

第12条 返還債務者は、正当な理由がなく返還期日までに返還債務を履行しなかったときは、当該返還期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、延滞利息に100円未満の端数金額があるとき、又は延滞利息の総額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（期間の計算）

第13条 この条例に規定する期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、この条例で定めるもののほか、規則で定める。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日以後に採用された薬剤師について適用する。